

国営造成施設総合水利調整管理事業実施要領

令和 3 年 3 月 26 日付け 2 農振第 3738 号
改正 令和 6 年 4 月 1 日付け 5 農振第 3280 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえて定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき、国営土地改良事業により造成したダム（以下「農業用ダム」という。）では、水系単位において治水協定を締結し、洪水調節機能の強化に取り組むこととなったところである。既に治水協定を締結した水系の農業用ダムでは、事前放流及び時期毎の貯水位運用（以下「事前放流等」という。）を開始し、出水期には農業用水の利水と洪水調節機能の発揮に取り組み始めたところであるが、今後は取組状況の調査等により知見を蓄積し、適切なダムの運用等に向けて必要な見直しを行う必要がある。

また、農業用ダムを含む国営土地改良事業により造成した施設に係る河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 23 条の流水の占用の許可又は登録による水利使用（以下「水利権」という。）については、受益面積の変動、水田の汎用化・畑地化の推進、経営規模の拡大及び小水力発電施設の増加等に伴って内容に変更が生じるとともに、河川管理者との水利権の更新協議については、水需給のひっ迫、河川環境への社会的関心の高まり等から、高度かつ複雑な検討が必要となっている。

このため、国営造成施設総合水利調整管理事業（以下「本事業」という。）により、農業用ダムにおける事前放流等の取組状況の調査やダムの運用の見直し等を行い、農業用ダムの洪水調節機能の一層の強化等を図るとともに、水利権の更新協議等に必要な調査を実施し、協議に必要な資料を作成することにより、円滑な更新協議を可能とし、水資源の適正な利用・保全及び合理的な水利秩序の形成を図ることとする。

第 2 事業の内容

本事業は、以下の 1 から 3 までに示す内容とする。

- 1 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業
 - （1）過年度の水利利用状況及び取組状況の調査
 - （2）事前放流等によるダムの洪水調節効果の検証
 - （3）降雨予測を踏まえた流入予測手法の改善方法の検討
 - （4）検証結果を踏まえた洪水調節機能強化に係るダムの運用の見直し
 - （5）水系内での弾力的な水の融通方法等の検討
 - （6）その他特に必要と認められる事項
- 2 水利権更新に係る事業
 - （1）水利使用に係る事業の用水計画の作成

- (2) 水利使用に係る基礎諸元調査
 - (3) 使用水量の算出根拠の作成
 - ア 水利現況（現況水利概要、現況用水系統図、現況水利権調書等）
 - イ 水利使用計画（水利使用計画の概要、計画基準年、計画用水系統図、水利使用期間、取水パターンの変更等）
 - ウ 使用水量の算出方法（水田かんがいの場合、畑地かんがいの場合、冬期の取水量等）
 - (4) 河川流量と水利権協議に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
 - ア 水源計画（河川流量、雨量等）
 - イ 用水計画（用水配分計画、貯水量計算書等）
 - ウ 関係河川使用者等の取水量との関係
 - エ 河川維持流量の変更
 - (5) 上記（2）、（3）及び（4）を一括処理するシステムの構築
 - (6) その他特に必要と認められる事項
- 3 小水力発電施設に係る水利権の取得及び更新に係る事業
- (1) 小水力発電施設（関連施設を含む。）の設置・変更検討
 - (2) 小水力発電施設の水利権取得及び更新に必要な資料作成

第3 事業実施主体

1 第2の1の事業

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄にあっては沖縄総合事務局長。）が実施するものとする。

2 第2の2及び3の事業

地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄にあっては沖縄総合事務局長。）が実施するものとする。

第4 事業実施の要件

1 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業

事業の対象は、治水協定の締結が完了した水系又は締結される見込みの水系にある農業用ダムであるとともに、以下の（1）又は（2）の条件を満たす農業用ダムとする。

(1) 有効貯水容量が700万 m^3 以上の農業用ダム

(2) 近年5か年において、水害による被害が1年間で5億円以上発生した水系にある農業用ダム

2 水利権更新に係る事業

事業の対象は、国が保有する国営造成施設に係る水利権について、河川法第23条の流水の占用の内容に著しい変更が生じ緊急に河川協議を了する必要がある地区とする。

3 小水力発電施設に係る水利権の取得及び更新に係る事業

事業の対象は、国が保有する国営造成施設について、新たに小水力発電施設に係る水利権の取得を検討する地区及び小水力発電施設に係る水利権の更新が必要となっている地区とする。

第 5 事業実施期間

第 2 の 1 の事業については、令和 3 年度から令和 7 年度までとする。

第 6 事業実施の決定等

事業実施主体は、第 2 の 1、第 2 の 2 又は第 2 の 3 の事業を実施する際には、以下の手続を行うものとする。

- 1 地方農政局長は、事業を実施しようとするときは、事業の実施を希望する年度の前年度の 3 月 31 日までに、第 2 の 1 の事業については別紙様式 1、第 2 の 2 の事業については別紙様式 2、第 2 の 3 の事業については別紙様式 3 による概要表を農村振興局長に提出するものとする。
- 2 農村振興局長は、1 の規定により提出された概要表を審査の上、予算の範囲内において事業を実施する農業用ダム又は地区を決定し、速やかに地方農政局長にその旨通知するものとする。
- 3 地方農政局長は、事業の実施に伴い別紙様式 1、別紙様式 2 又は別紙様式 3 の事業実施期間に変更が生じた場合は、変更の理由を記載して別紙様式 1、別紙様式 2 又は別紙様式 3 を農村振興局長へ再提出するものとする。
- 4 農村振興局長は、3 の規定により再提出された別紙様式 1、別紙様式 2 又は別紙様式 3 を審査の上、予算の範囲内において事業実施期間を変更する農業用ダム又は地区を選定し、速やかに地方農政局長にその旨通知するものとする。

第 7 事業の委託

事業実施主体は、第 2 の 1、第 2 の 2 又は第 2 の 3 の事業を実施するに当たって必要がある場合には、事業の一部を地方公共団体及び調査研究機関等に委託することができる。

第 8 事業の報告

地方農政局長は、第 2 の 1、第 2 の 2 又は第 2 の 3 の事業を実施した場合には、事業実施年度の 3 月 31 日までに事業結果を別紙様式 4 により農村振興局長に報告するものとする。なお、事業が複数年度にまたがる場合は最終年度の 3 月 31 日までに報告するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度に事業の実施を希望する場合、第 2 の 1 の事業については別紙様式 1、第 2 の 2 の事業については別紙様式 2、第 2 の 3 の事業については別紙様式 3 による概要表の提出を、第 6 の 1 の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 30 日までに行うものとする。
- 3 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

(別紙様式 1)

国営造成施設総合水利調整管理事業概要表

農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業

(局)

1 地区概要	地 区 名		道府県名		管理主体	
	受益面積	ha	国 営 事業工期	～ 年 度	事業実施 期 間	～ 年 度
2 施設概要	ダム名		水系名 (河川区分)		河川名	
	総貯水 容量	千 m3	有効貯 水容量	千 m3	流域面積	km2
3 事業要件	治水協定締結年月日					
	治水協定に基づく 取組内容 (該当項目を○で囲む)		事前放流			
			貯水位運用			
	第 4 の 1 に規定する要件 (該当項目を○で囲む)		(1) 有効貯水容量が 700 万 m ³ 以上の農業用ダム			
(2) 近年 5 か年において、水害による被害が 1 年間で 5 億円以上発生した水系にある農業用ダム (被害額：○年 億円)						
4 事業の必要性	実施内容					
	成果	※想定される成果を記入				
5 必要経費	項 目		金 額		内 容	
			千円			

(別紙様式 2)

国営造成施設総合水利調整管理事業概要表

水利権更新に係る事業

(局)

1 地区概要	地 区 名			道府県名		管理主体	
	受益面積		ha	国 営 事業工期	～ 年度	事業実施 期 間	～ 年度
	事業種別			河 川 名		河川区分	
	協議 経緯	区分	協議年月日	同意年月日	最大取水量	許可期限	許可権者
	主要施設 の概要						
2 地区の 現況	(1) 受益面積の変動						
	区 分	現行 (ha)	変更 (ha)	増減理由別内訳			割合
	田						
	畑						
	その他						
	計						
(2) その他 (河川管理者からの指摘等) の理由 (具体的に記入。)							
3 事業要件	第 4 の 2 に規定する要件						
4 必要な経費	項 目			金 額		内 容	
				千円			

(別紙様式 3)

国営造成施設総合水利調整管理事業概要表

小水力発電施設に係る水利権の取得及び更新に係る事業 (局)

1 地区概要	地 区 名			道府県名		管理主体	
	受 益 面 積		ha	国 営 事業工期	～ 年度	事業実施 期 間	～ 年度
	事業種別			河 川 名		河川区分	
	協議 経緯	区 分	協議年月日	同意年月日	最大取水量	許可期限	許可権者
	主要施設 の概要						
2 事業要件	第 4 の 3 に規定する要件						
3 必要な経費	項 目			金 額	内 容		
				千円			

(別紙様式 4)

番 号
年 月 日

農村振興局長 宛て

地方農政局長等名

〇〇年度国営造成施設総合水利調整管理事業 実施報告

このことについて、国営造成施設総合水利調整管理事業実施要領第 8 に基づき、下記のとおり報告します。

記

〇〇年度実施 〇〇農政局管内

- (1) 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業 〇〇ダム
- (2) 水利権更新に係る事業 〇〇地区
- (3) 小水力発電施設に係る水利権の取得及び更新に係る事業 〇〇地区

※下記書類を添付する。

- ①農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業 (別紙様式 4)
- ②水利権更新に係る事業 (別紙様式 5)
- ③小水力発電施設に係る水利権の取得及び更新に係る事業 (別紙様式 6)
- ④事業内容の概要 (様式は任意)

(別紙様式 5)

国営造成施設総合水利調整管理事業報告書
(農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業)

(〇〇農政局)

ダム名		水系名	
治水協定に基づく取組内容			
事業内容	実施項目	実施内容の概要	
	(例) 1. 前年度の水利用状況及び取組状況の調査 2. 事前放流によるダムの洪水調節効果の検証等		

※ダムごとに年度ごとの実施内容を事業最終年度に作成する。

(別紙様式 6)

国営造成施設総合水利調整管理事業報告書
(水利権更新に係る事業)

(〇〇農政局)

地区名		河川名	
事業内容	実施項目		実施内容の概要
	(例) 1. 水利使用に係る事業の用水計画の作成 2. 水利使用に係る基礎諸元調査		

※地区ごとに年度ごとの実施内容を事業最終年度に作成する。

(別紙様式 7)

国営造成施設総合水利調整管理事業報告書
(小水力発電施設に係る水利権の取得及び更新に係る事業)

(〇〇農政局)

地区名		河川名	
事業内容	実施項目		実施内容の概要
	(例) 1. 小水力発電施設(関連施設含む。)の設置・変更検討 2. 小水力発電施設の水利権取得及び更新に必要な資料作成		

※地区ごとに年度ごとの実施内容を事業最終年度に作成する。